

[事案 2022-113] 手術給付金支払請求

・令和4年12月12日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

舌乳頭腫により舌腫瘍摘出術を受けたため、平成28年4月に契約した医療保険にもとづき手術給付金を請求したところ、約款所定の手術に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

- (1)もともと団体保険に加入していたが、定年退職の際、募集人から団体保険を本契約へ移行するよう勧誘を受けた。その際、募集人から、本手術が手術給付金の対象にはならないという重要事項の説明がなかった。
- (2)募集人から勧誘を受けた後、「保険料払込方法のご案内」の「原則、健康告知は不要です」との記載を見て、コールセンターへ告知の必要がないかを尋ねたが、このことは、勧誘時に募集人が適切な説明をしていないことを示している。
- (3)舌は、医学的には「消化器」に含まれるにもかかわらず、約款の「消化器の手術」の中には本手術の記載がなく、著しく妥当性を欠く分類となっている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)舌腫瘍摘出術は、約款に定める手術のいずれにも該当しないので、手術給付金を支払うことはできない。
- (2)本契約と申立人が以前加入していた団体保険の保障内容は同一であり、申立人は団体保険の内容を理解していたこと、本契約の加入時には募集人がパンフレットや約款等を用いて説明をしていること、パンフレットで「お支払対象となる集中治療室管理・手術および給付倍率の詳細については『ご契約のしおり・約款』に記載しています」との記載があること、「貴社の普通保険約款および特約条項を承知、また、意向に沿った申込内容であることを確認し、この保険契約を申し込みます」と記載のある申込書に、署名・押印していることからすれば、申立人は支払対象となる手術について理解していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手術に関する経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。